

協議第35号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて提出する。

平成16年4月7日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

一般職の職員の身分の取扱いについて(合併協定項目番号:11)

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一する。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

平成16年4月7日確認

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	総務	分科会名	行政
事務事業番号		事務事業名	職員の状況（職員定数）

事務局報告年月日		平成 年 月 日
提出責任者	専門部会長	渡辺 民雄
〃	分科会代表	上村 原史

調整方針	(1) 3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐ。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
根拠条例	矢部町職員定数条例（昭和30年条例5号）	清和村職員の定数に関する条例（昭和31年条例4号）	蘇陽町職員の定数条例（昭和37年条例123号）	（・条例の整備）
職員の定義	町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員の事務局、水道事業に勤務する一般職員（臨時、非常勤の職員を除く）	村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員の事務局に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く）	町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員の事務局に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）	
職員の数	町長事務局の職員 166名 議会事務局の職員 2名 教育委員会事務局の職員 49名 選挙管理委員会の職員 1名 農業委員会事務局の職員 1名 監査委員の職員 1名 水道事業の職員 5名 合 計（定数） 225名	村長の事務局の職員 61名 議会事務局の職員 1名 教育委員会事務局の職員 15名 選挙管理委員会の職員 1名 農業委員会事務局の職員 3名 合 計（定数） 81名	町長の事務局の職員 77名 議会事務局の職員 2名 教育委員会の職員 16名 選挙管理委員会の職員 3名（兼務） 農業委員会の職員 2名（内1名兼務） 監査委員事務局の職員 2名（兼務） 合 計（定数） 96名	（・それぞれ異なる。合併までに調整する。）

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	総務	分科会名	行政
事務事業番号		事務事業名	組織(課・室設置数)と職員数

事務局報告年月日		平成 年 月 日
提出責任者	専門部会長	渡辺 民雄
"	分科会代表	上村 原史

調整方針	(2) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
重要度	

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	相違点・課題等
課係名	1、総務課18名 総務係5名 課付6名 (広域連合1、合併3、県1、衛生施設1) 財政係3名 文書情報係3名 2、企画商工観光課10名 企画調整係3名 商工観光係4名 広報係2名 3、税務課10名 税務係6名 徴収係3名 4、住民環境課10名 住民係6名 環境衛生係3名 (衛生施設より派遣1) 5、健康福祉課47名 福祉係31名(保育所27名) 健康推進係8名 保険係7名 6、農林課13名 農政係7名 地籍調査係1名 農地係2名 林政係2名 7、建設課15名 維持係4名 建設1係4名 建設2係5名 用地係1名 8、監理課3名 監理係2名 9、隣保館2名 10、老人ホ-ム12名 小計145名 収入役室4名 水道課4名 経理係2名 工務係1名 農業委員会1名(局長兼務) 1名 教育委員会29名 学務係22名(学校調理員19) 社会教育係5名 選挙管理委員会1名 議会事務局2名 監査委員会1名 合計 182名(内1衛生施設職員)	1、総務課11名 行政係6名(派遣等3) 財政係2名 電算係1名 再任用1名(合併1) 2、資源活用課7名 企画資源係2名 林務係2名 観光商工係2名 3、税務住民課7名 村税係2名 徴収係1名 住民係2名 国民年金係1名 4、健康福祉課20名 福祉係11名(保育所9名) 介護保険係1名 国保衛生係2名 水道係1名 健康係4名 5、農業振興課5名 振興係2名 経済係2名 6、建設課7名 管理係1名 土木建築係1名 農林土木係2名 地籍調査係2名 収入役室 2名 農業委員会 1名 庶務係 1名 教育委員会 11名 学務係8名(給食調理員6名) 社会教育係2名 議会事務局 1名 監査委員会 1名(兼務) 合計 72名(再任1名)	1、総務課10名 行政係6名(合併3) 財政係2名 管財係1名 2、企画観光課6名 企画係3名 商工観光係2名 3、町民課8名 町民係2名 税務係3名 徴収係1名 国民年金係1名 4、健康生活課23名 福祉係13名(保育所10) 保健衛生係4名 介護保険係2名 国民健康保険係2名 へき地診療所係1名 5、環境課5名 環境衛生係2名 水道係2名 6、産業振興課7名 農政係2名 林政係1名 振興係1名 農地係2名 7、建設課5名 土木係2名 災害係2名 8、地籍室3名 地籍係2名 9、支所 2名 収入役室 2名 農業委員会 2(兼務) 教育委員会 13名 学務係10名(給食調理員7) 社会教育係2名 選挙管理委員会 2(兼務) 議会事務局 2名 監査委員会 1(兼務) 合計 86名	(・それぞれ異なる。) (・合併までに調整する。)

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	総務	分科会名	行政
事務事業番号		事務事業名	行政職給料表の級別職務等

事務局報告年月日		平成 年 月 日
提出責任者	専門部会長	渡辺 民雄
"	分科会代表	上村 原史

調整方針	(3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一する。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等																																																				
	<p>級別職務分類表 (行政職給料表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職 務 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、タイピストの職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高度な知識、経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務、保育士、看護師、保健師、栄養士、タイピストの職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特に高度な知識・経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務、保育士、看護師、保健師、栄養士、タイピストの職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>係長の職務 (5 級に掲げる職務を除く)、主査の職務、室長、隣保館指導員、高齢者生産活動センター指導員、老人ホーム事務長の職務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>課長補佐、保育園長、総務係長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして、長が規則で定める職の職務</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>課長、検査員、局長の職務、老人ホーム施設長、隣保館長の職務、主幹の職務 (上記の職務で 7 級に掲げる職務を除く)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして、長が規則で定める職の職務</td> </tr> </tbody> </table>	級	職 務 分 類	1	主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、タイピストの職務	2	高度な知識、経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務、保育士、看護師、保健師、栄養士、タイピストの職務	3	特に高度な知識・経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務、保育士、看護師、保健師、栄養士、タイピストの職務	4	係長の職務 (5 級に掲げる職務を除く)、主査の職務、室長、隣保館指導員、高齢者生産活動センター指導員、老人ホーム事務長の職務	5	課長補佐、保育園長、総務係長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして、長が規則で定める職の職務	6	課長、検査員、局長の職務、老人ホーム施設長、隣保館長の職務、主幹の職務 (上記の職務で 7 級に掲げる職務を除く)	7	総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして、長が規則で定める職の職務	<p>級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職 務 の 名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>主事、保育士、保健師、技師の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、保育士、保健師、技師の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特に高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、保育士、保健師、技師の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>係長 (5 級に掲げる職務を除く)、参事、保育士、保健師の職務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>主幹の職務及びその内容がこれと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>課長 (7 級、8 級に掲げる職務を除く。) 議会事務局 局長、農業委員会事務局 局長、収入役室長、振興審議員、課長補佐、保育所長、保健師長及びその職務内容がこれと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>課長 (8 級に掲げる職務を除く。) 議会事務局 局長、農業委員会事務局 局長、収入役室長、振興審議員、及びその職務内容がこれと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>総務課長及び村長が規則で定める職の職務</td> </tr> </tbody> </table>	級	職 務 の 名 称	1	主事、保育士、保健師、技師の職務	2	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、保育士、保健師、技師の職務	3	特に高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、保育士、保健師、技師の職務	4	係長 (5 級に掲げる職務を除く)、参事、保育士、保健師の職務	5	主幹の職務及びその内容がこれと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務	6	課長 (7 級、8 級に掲げる職務を除く。) 議会事務局 局長、農業委員会事務局 局長、収入役室長、振興審議員、課長補佐、保育所長、保健師長及びその職務内容がこれと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務	7	課長 (8 級に掲げる職務を除く。) 議会事務局 局長、農業委員会事務局 局長、収入役室長、振興審議員、及びその職務内容がこれと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務	8	総務課長及び村長が規則で定める職の職務	<p>級別職務分類表 (行政職給料表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職 務 の 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>主事、技師、保育士、保健師、栄養士の職務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、保健師、栄養士の職務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特に高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、保健師、栄養士の職務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>係長、主査の職務</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>課長補佐の職務、高度な知識経験を必要とする業務を行う係長、主査の職務</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>課長の職務、局長、室長、園長の職務、審議員の職務。高度な知識経験を必要とする業務を行う課長補佐、主幹の職務</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>高度な知識経験を必要とする業務を行う課長、局長、室長及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>総務課長の職務及びその職務の内容等がこれに相当する職務</td> </tr> </tbody> </table>	級	職 務 の 分 類	1	主事、技師、保育士、保健師、栄養士の職務	2	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、保健師、栄養士の職務	3	特に高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、保健師、栄養士の職務	4	係長、主査の職務	5	課長補佐の職務、高度な知識経験を必要とする業務を行う係長、主査の職務	6	課長の職務、局長、室長、園長の職務、審議員の職務。高度な知識経験を必要とする業務を行う課長補佐、主幹の職務	7	高度な知識経験を必要とする業務を行う課長、局長、室長及びこれに相当する職務	8	総務課長の職務及びその職務の内容等がこれに相当する職務	<p>(・それぞれ異なる。) 合併時に統一調整する。</p>
級	職 務 分 類																																																							
1	主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、タイピストの職務																																																							
2	高度な知識、経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務、保育士、看護師、保健師、栄養士、タイピストの職務																																																							
3	特に高度な知識・経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務、保育士、看護師、保健師、栄養士、タイピストの職務																																																							
4	係長の職務 (5 級に掲げる職務を除く)、主査の職務、室長、隣保館指導員、高齢者生産活動センター指導員、老人ホーム事務長の職務																																																							
5	課長補佐、保育園長、総務係長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして、長が規則で定める職の職務																																																							
6	課長、検査員、局長の職務、老人ホーム施設長、隣保館長の職務、主幹の職務 (上記の職務で 7 級に掲げる職務を除く)																																																							
7	総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして、長が規則で定める職の職務																																																							
級	職 務 の 名 称																																																							
1	主事、保育士、保健師、技師の職務																																																							
2	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、保育士、保健師、技師の職務																																																							
3	特に高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、保育士、保健師、技師の職務																																																							
4	係長 (5 級に掲げる職務を除く)、参事、保育士、保健師の職務																																																							
5	主幹の職務及びその内容がこれと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務																																																							
6	課長 (7 級、8 級に掲げる職務を除く。) 議会事務局 局長、農業委員会事務局 局長、収入役室長、振興審議員、課長補佐、保育所長、保健師長及びその職務内容がこれと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務																																																							
7	課長 (8 級に掲げる職務を除く。) 議会事務局 局長、農業委員会事務局 局長、収入役室長、振興審議員、及びその職務内容がこれと同程度のものとして村長が規則で定める職の職務																																																							
8	総務課長及び村長が規則で定める職の職務																																																							
級	職 務 の 分 類																																																							
1	主事、技師、保育士、保健師、栄養士の職務																																																							
2	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、保健師、栄養士の職務																																																							
3	特に高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、保健師、栄養士の職務																																																							
4	係長、主査の職務																																																							
5	課長補佐の職務、高度な知識経験を必要とする業務を行う係長、主査の職務																																																							
6	課長の職務、局長、室長、園長の職務、審議員の職務。高度な知識経験を必要とする業務を行う課長補佐、主幹の職務																																																							
7	高度な知識経験を必要とする業務を行う課長、局長、室長及びこれに相当する職務																																																							
8	総務課長の職務及びその職務の内容等がこれに相当する職務																																																							

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

事務局報告年月日		平成 年 月 日
提出責任者	専門部会長	渡辺 民雄
"	分科会代表	上村 原史

専門部会名	総務	分科会名	行政
事務事業番号		事務事業名	職員の昇給・昇格

重要度	
調整方針	(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等																																																																
昇給・昇格の運用について	<p>一般行政職</p> <table border="1"> <tr> <td>初任給</td> <td>高校卒 1級 3号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短大卒 1級 5号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学卒 2級 2号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1級 7号給 2級 2号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級 7号給 3級 5号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3級 10号給 4級 8号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4級 12号給 5級 12号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5級 12号給 6級 14号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6級 14号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7級 総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして、長が規則で定める職の職務</td> </tr> </table>	初任給	高校卒 1級 3号級		短大卒 1級 5号級		大学卒 2級 2号級		1級 7号給 2級 2号給		2級 7号給 3級 5号給		3級 10号給 4級 8号給		4級 12号給 5級 12号給		5級 12号給 6級 14号給		6級 14号給		7級 総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして、長が規則で定める職の職務	<p>一般行政職</p> <table border="1"> <tr> <td>初任給</td> <td>高校卒 1級 3号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短大卒 1級 5号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学卒 2級 2号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1級 7号俸 2級 2号俸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級 8号俸 3級 5号俸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3級 10号俸 4級 7号俸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4級 15号俸 5級 15号俸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5級 主幹。係長の職を7年以上経験した職務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6級 課長。議会事務局長。農業委員会事務局長。収入役室長。振興審議員、課長補佐、保育所長、保健師</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7級 課長、議会事務局長、農業委員会事務局長、収入役室長、振興審議員の職を5年以上経験した者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8級 総務課長及び総務課長経験者</td> </tr> </table>	初任給	高校卒 1級 3号級		短大卒 1級 5号級		大学卒 2級 2号級		1級 7号俸 2級 2号俸		2級 8号俸 3級 5号俸		3級 10号俸 4級 7号俸		4級 15号俸 5級 15号俸		5級 主幹。係長の職を7年以上経験した職務		6級 課長。議会事務局長。農業委員会事務局長。収入役室長。振興審議員、課長補佐、保育所長、保健師		7級 課長、議会事務局長、農業委員会事務局長、収入役室長、振興審議員の職を5年以上経験した者		8級 総務課長及び総務課長経験者	<p>一般行政職</p> <table border="1"> <tr> <td>初任給</td> <td>高校卒 1級 3号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短大卒 1級 5号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学卒 2級 2号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1級 7号給 2級 2号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級 6号給 3級 4号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3級 8号給 4級 5号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4級 10号給 5級 9号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5級 9号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6級 課長の職務、局長、室長の職務、高度な知識経験を必要とする業務を行う課長補佐、主幹の職務(基準5-12 6-11)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7級 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長、局長、室長及びこれに相当する職務(基準6-19 7-17)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8級 総務課長</td> </tr> </table>	初任給	高校卒 1級 3号級		短大卒 1級 5号級		大学卒 2級 2号級		1級 7号給 2級 2号給		2級 6号給 3級 4号給		3級 8号給 4級 5号給		4級 10号給 5級 9号給		5級 9号給		6級 課長の職務、局長、室長の職務、高度な知識経験を必要とする業務を行う課長補佐、主幹の職務(基準5-12 6-11)		7級 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長、局長、室長及びこれに相当する職務(基準6-19 7-17)		8級 総務課長	<p>(・昇格基準が異なる。)</p> <p>(・昇給基準が異なる。)</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員の全てに通じて公正に処理を行う。</p>
	初任給	高校卒 1級 3号級																																																																		
		短大卒 1級 5号級																																																																		
	大学卒 2級 2号級																																																																			
	1級 7号給 2級 2号給																																																																			
	2級 7号給 3級 5号給																																																																			
	3級 10号給 4級 8号給																																																																			
	4級 12号給 5級 12号給																																																																			
	5級 12号給 6級 14号給																																																																			
	6級 14号給																																																																			
	7級 総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして、長が規則で定める職の職務																																																																			
初任給	高校卒 1級 3号級																																																																			
	短大卒 1級 5号級																																																																			
	大学卒 2級 2号級																																																																			
	1級 7号俸 2級 2号俸																																																																			
	2級 8号俸 3級 5号俸																																																																			
	3級 10号俸 4級 7号俸																																																																			
	4級 15号俸 5級 15号俸																																																																			
	5級 主幹。係長の職を7年以上経験した職務																																																																			
	6級 課長。議会事務局長。農業委員会事務局長。収入役室長。振興審議員、課長補佐、保育所長、保健師																																																																			
	7級 課長、議会事務局長、農業委員会事務局長、収入役室長、振興審議員の職を5年以上経験した者																																																																			
	8級 総務課長及び総務課長経験者																																																																			
初任給	高校卒 1級 3号級																																																																			
	短大卒 1級 5号級																																																																			
	大学卒 2級 2号級																																																																			
	1級 7号給 2級 2号給																																																																			
	2級 6号給 3級 4号給																																																																			
	3級 8号給 4級 5号給																																																																			
	4級 10号給 5級 9号給																																																																			
	5級 9号給																																																																			
	6級 課長の職務、局長、室長の職務、高度な知識経験を必要とする業務を行う課長補佐、主幹の職務(基準5-12 6-11)																																																																			
	7級 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長、局長、室長及びこれに相当する職務(基準6-19 7-17)																																																																			
	8級 総務課長																																																																			
	<p>技能労務職</p> <table border="1"> <tr> <td>初任給</td> <td>高校卒 1級 9号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短大卒 1級 11号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学卒 1級 13号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1級 34号級 2級 11号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1級 行(二)換算 2級 行(二)換算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-1 1-10 6-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-1 2-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3-2 3-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4-3 4-6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-3 5-14</td> </tr> </table>	初任給	高校卒 1級 9号級		短大卒 1級 11号級		大学卒 1級 13号級		1級 34号級 2級 11号給		1級 行(二)換算 2級 行(二)換算		1-1 1-10 6-1		2-1 2-4		3-2 3-5		4-3 4-6		5-3 5-14	<p>技能労務職</p> <table border="1"> <tr> <td>初任給</td> <td>高校卒 1級 2号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短大卒 2級 5号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学卒 級 号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通し号俸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>行(二) 換算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-7 1-16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-7 2-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3-5 3-11</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5-5 5-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6-5</td> </tr> </table>	初任給	高校卒 1級 2号級		短大卒 2級 5号級		大学卒 級 号級		通し号俸		行(二) 換算		1-7 1-16		2-7 2-8		3-5 3-11		5-5 5-8		6-5	<p>技能労務職</p> <table border="1"> <tr> <td>初任給</td> <td>高校卒 1級 6号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短大卒 級 号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学卒 級 号級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1級 14号給 2級 5号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級 19号給 3級 14号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>行(二)使用</td> </tr> </table>	初任給	高校卒 1級 6号級		短大卒 級 号級		大学卒 級 号級		1級 14号給 2級 5号給		2級 19号給 3級 14号給		行(二)使用													
初任給	高校卒 1級 9号級																																																																			
	短大卒 1級 11号級																																																																			
	大学卒 1級 13号級																																																																			
	1級 34号級 2級 11号給																																																																			
	1級 行(二)換算 2級 行(二)換算																																																																			
	1-1 1-10 6-1																																																																			
	2-1 2-4																																																																			
	3-2 3-5																																																																			
	4-3 4-6																																																																			
	5-3 5-14																																																																			
初任給	高校卒 1級 2号級																																																																			
	短大卒 2級 5号級																																																																			
	大学卒 級 号級																																																																			
	通し号俸																																																																			
	行(二) 換算																																																																			
	1-7 1-16																																																																			
	2-7 2-8																																																																			
	3-5 3-11																																																																			
	5-5 5-8																																																																			
	6-5																																																																			
初任給	高校卒 1級 6号級																																																																			
	短大卒 級 号級																																																																			
	大学卒 級 号級																																																																			
	1級 14号給 2級 5号給																																																																			
	2級 19号給 3級 14号給																																																																			
	行(二)使用																																																																			

11. 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱い

「編入合併における編入する市町村」においては、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格がそのまま存続するため、当該職員は失職せず、通常は対応の必要はありません。これに対して「新設合併における関係市町村」及び「編入合併における編入される市町村」においては、市町村合併が行われた場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、当該職員は法律上は一旦、失職することとなります。

しかし、合併特例法第9条第1項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定めています。

そのため、合併協議会においては、合併市町村が消滅する市町村の一般職の職員を引き継ぐ旨の取決めを行い、合併した日に、編入した市町村長、または、新設合併における市町村長職務執行者が、それぞれの職員に対して辞令を交付することとなります。

また、合併特例法第9条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められており、合併関係市町村の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その状況を比較検討し、事前に十分協議を重ねて、新市町村発足後の任用制度、給与及びその他の勤務条件に関して、合併前後で著しい不均衡が生じないよう取決めを行うことが適当です。

一般職の職員の身分の取扱い関係法令

【参考資料】

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（趣旨）

第 1 条 この法律は、市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資するため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を定めるものとする。

（職員の身分取扱い）

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

地方公務員法（抄）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

（1） 就任については公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

（1の2） 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

（1の3） 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

（2） 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

（3） 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

（4） 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関に長の秘書の職で条例で指定するもの

（5） 非常勤の消防団及び水防団員の職

（分限及び懲戒の基準）

第 27 条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることができない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休職等）

第 28 条 職員が、左の各号に一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

（略）

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第 16 条各号（第 3 号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

先進事例

ひたちなか市の例（茨城県 勝田市・那珂湊市の2市合併）

- (1) 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 新市の職員数については、定員数モデル及び類似団体の定員を目標に定員適正化に努めるものとする。
- (3) 職制については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

あきる野市の例（東京都 秋川市と五日市町が合併）

- (1) 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。
なお、現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

さぬき市の例（香川県 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町の5町が合併）

- (1) 5町の職員は、すべて新市の職員として引継ぐものとする。
- (2) 職員の定数の合計については、現行定数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数割り振りについては、合併時に調整する。
- (3) 職員の職名については、合併時に調整する。
- (4) 現職員については、現給を保証する。

あさぎり町の例（熊本県 上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村の5町村合併）

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。
なお、現職員については、現給を保証する。

一般職の職員の身分の取扱い(先進事例)

市町村	基本方針	給与の調整方法	役職の調整方法
あきる野市(東京都) (平成6年11月1日、2市町による新設合併) (秋川市と五日市町が合併)	<ul style="list-style-type: none"> 職員は全て新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数は新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧市町の給料表については、合併前から東京都表を導入していた。 旧市町間での給与制度を比較検討したが、運用の状況等が異なっていたため、給与格差の調整をする必要があった。 このため、合併の前日までに採用された職員を対象とし、新市の給与条例に基づき、実際に採用された時点に遡り、再計算を行い、現行の級号給との差を求め、調整をしている。 なお、給与調整は、平成14年度に完了する予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> 新市における行政組織・機構の調整方針(旧秋川市の部課係制を基本とする。)に基づき、旧市町の職員数を考慮し、各階層との均衡のとれた職員の配分を行った。 新市の組織におけるポストの配分については、旧市町間で事前に調整を行い、新市の職員の配置を実施した。
篠山市(兵庫県) (平成11年4月1日、4町による新設合併) (篠山町・西紀町・丹南町・今田町が合併)	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、全て新市の職員として引き継ぐ。 職員の定数の合計について、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。合併後は職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名については、合併時に調整し統一を図る。 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧町において県で統一された給料表(町村会準則給与表)を使用し、給与設定等をしていないため、特別の調整はしていないが、旧課長級職員については4町で協議の上調整し統一を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧町では課長制を敷いていたが、新市では部長制を設け、各町の課長の中から部長、次長に昇進させた。ただし、経験年数や年齢的なことから課長のままでいる職員もいる。 係長級については、市制移行による事業の増により特別な調整はしていない。
新潟市 (平成13年1月1日、黒埼町を廃し新潟市に編入合併)	<ul style="list-style-type: none"> 旧黒埼町の定数内の職員は全て新市の職員として引き継ぐ。 職員数の任免、給与等については、新潟市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧黒埼町の職員が新潟市の職員として採用されていたと仮定して給与を再計算し、格差のある場合は調整した。 手当については、新潟市の制度に合わせた。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧黒埼町課長級職員は、本庁勤務では2人が正式な課長、1人は部長付き参事、他は副参事(課長と補佐の間)、支所勤務では課長として処遇した。(副参事と支所課長は同格の職)
西東京市 (平成13年1月21日、2市による新設合併) (田無市・保谷市の合併)	<ul style="list-style-type: none"> 職員は全て新市の職員として引き継ぐ。 職員数は新市において定数適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名及び任用要件については、人員管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については現給を保証する。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧田無市給料表(一般行政職4本、技能労務職未分離)、旧保谷市給料表(一般行政職6本、技能労務職2本)を、東京都表と同一の給料表(一般行政職9本、技能労務職4本)に切替え、職務と責任に応じた人事給与体系とした。 各手当については、東京都の条例、規則等に合わせる等、統一を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 合併の前年度において、旧市の給与制度を都の給与制度に合わせたため、都の給与制度と合致した役職で調整を行った。調整を行った結果、合併前後で役職が下がる場合は、新たに役職を設置してそこに充て込んでいる。(例)部長 参与課長 主幹
潮来市(茨城県) (平成13年4月1日、牛堀町を廃し潮来市に編入合併)	<ul style="list-style-type: none"> 旧牛堀町の職員はすべて潮来市の職員として引き継ぐものとする。 旧牛堀町の給与、任用、配置等の身分取り扱いについては、潮来市の職員と均衡を失ないように公正に取り扱うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 調整の考え及び方法は新潟市の方法と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 牛堀町、潮来町とも部制を敷いていなかったため、部制を敷いた潮来市においては課長から部長の昇進により、バランスのとれた役職の配置ができた。 併せて副参事制を敷き、課長3人が副参事に昇進した。 牛堀町はライン制だったが、潮来町がグループ制を導入しており、新市においてもグループ制としたため、係長が増加しても問題とならなかった。
さいたま市 (平成13年5月1日、3市による新設合併) (浦和市・大宮市・与野市の合併)	<ul style="list-style-type: none"> 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、合併後は職員の定数適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 給料表については、国の給料表の合成を基本とし作成した。 新給料表への移行は、合併時に対応号給に格付けした。 4級(係長級)以下の職員については、合併後再格付けを行い、プラス・マイナス調整とも2号級の範囲内で行った。調整は平成14年7月1日から開始した。 5級(課長補佐)以上については、統一的な基準作りが困難なため、調整を行わないこととした。 手当については国基準を基本に旧3市の現状を踏まえて調整した。 	<ul style="list-style-type: none"> 調整方法は、あきる野市と同様